

太陽光発電設備の共同購入事業に係る公募型プロポーザル募集要項

○ 太陽光発電設備の共同購入事業を実施する「支援事業者」を募集します。

1 事業の趣旨

(1) 事業名

太陽光発電設備の共同購入事業

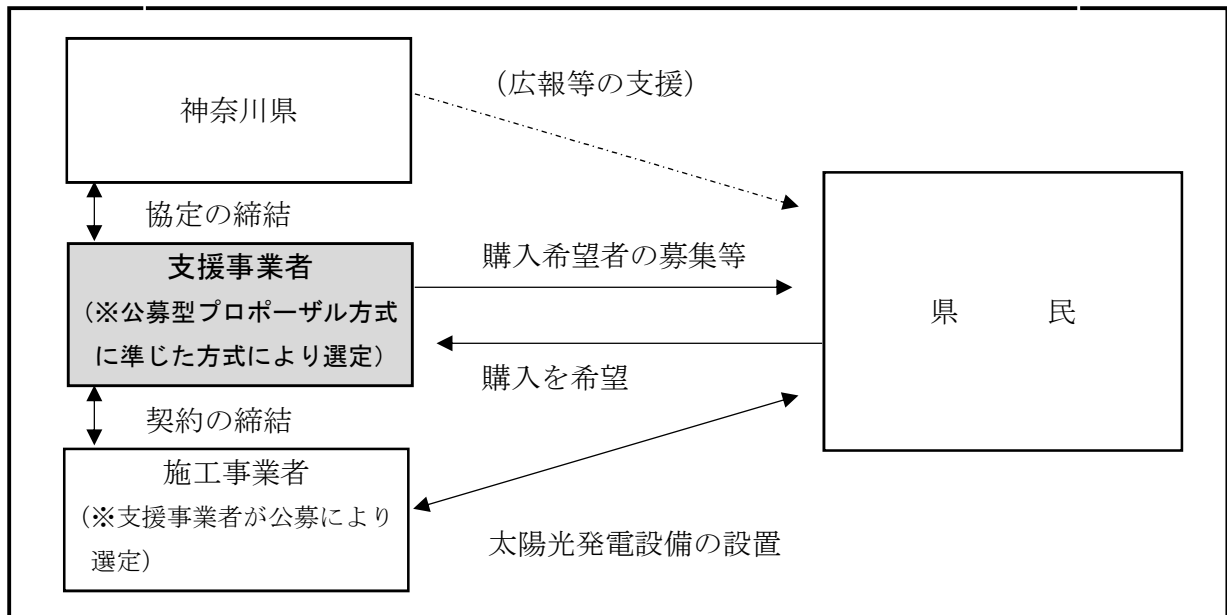
(2) 事業目的

県では、平成26年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、火力発電等の「集中型電源」から太陽光発電等の「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指しています。そこで、太陽光発電設備の購入希望者(以下「購入希望者」という。)を募り、一括して発注することにより、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備の更なる普及拡大を図ることを目的とします。

(3) 太陽光発電設備の共同購入事業

支援事業者が、購入希望者を募り、スケールメリットを活かして、太陽光発電設備を通常よりも安い費用で導入することができる取組みです。

【太陽光発電設備の共同購入事業 概略図】



(4) 業務内容

別添仕様書のとおり

(5) 県の役割

県が有する広報媒体（ホームページ、県のたより等）を活用して、太陽光発電設備の共同購入事業に関する広報等の支援を行います。

2 応募要件

提案できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。

- (2) 神奈川県 の 指 名 停 止 措 置 を 受 け て い な い こ と。
- (3) 募 集 要 項 等 に 示 す 業 務 を 履 行 す る 能 力 を 有 す る こ と。
- (4) 本 事 業 又 は 類 似 の 事 業 * の 実 績 が あ る こ と。
※ 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム (モ ジ ュ ー ル、 集 電 箱 (集 電 箱 一 体 型 パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー を 含 む)、 パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー) の 大 量 発 注 か ら 納 品 ま で の 一 連 の 事 業
- (5) 太 陽 光 発 電 設 備 つ い て 精 通 し て い る こ と。
- (6) 次 の 要 件 を 満 た す こ と。
 - ・ 暴 力 団 (暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 暴 力 団 を い う。 以 下 同 じ。) で な い こ と。
 - ・ 暴 力 団 又 は そ の 構 成 員 (暴 力 団 の 構 成 団 体 の 構 成 員 を 含 む。 以 下 同 じ。) 若 し く は 暴 力 団 の 構 成 員 で な く な っ た 日 か ら 5 年 を 経 過 し な い 者 の 統 制 の 下 に な い こ と。
 - ・ 暴 力 団 の 構 成 員 又 は 暴 力 団 の 構 成 員 で な く な っ た 日 か ら 5 年 を 経 過 し な い 者 を 役 員 に 含 ま な い こ と。
 - ・ 過 去 2 年 以 内 に 銀 行 取 引 停 止 処 分 を 受 け て い る 者 で な い こ と。
 - ・ 6 ヶ 月 以 内 に 不 渡 手 形 又 は 不 渡 小 切 手 を 出 し て い る 者 で な い こ と。
 - ・ 債 務 不 履 行 に よ り 所 有 す る 資 産 に 対 し、 仮 差 押 命 令、 差 押 命 令、 保 全 差 押 又 は 競 売 手 続 の 開 始 決 定 が な さ れ て い る 者 で な い こ と。
 - ・ 県 税 そ の 他 の 租 税 を 滞 納 し て い な い こ と。
- (7) 単 独 で 応 募 し た 法 人 は、 他 で 応 募 す る 共 同 事 業 体 の 構 成 員 に な ら な い こ と。
- (8) 共 同 事 業 体 の 構 成 員 は、 単 独 で の 応 募 又 は 他 の 共 同 事 業 体 の 構 成 員 と し て、 重 複 し て 応 募 し な い こ と。
- (9) 共 同 事 業 体 で 応 募 す る 場 合 は 代 表 す る 法 人 を 定 め る こ と。

3 事業実施の経費

本事業に要する経費は、太陽光発電設備の施工事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとします。

4 協定

県と支援事業者は、本事業を円滑に実施するため、協定を締結するものとします。

5 協定期間

協定締結日から平成32年3月31日まで（※事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。）

6 提案にあたって提出する書類

- (1) 参加意思表明書 (第1号様式)
- (2) 企画提案書 (第3号様式)
- (3) 事業者調書 (第4号様式)
- (4) 誓約書 (第5号様式)
- (5) 財務諸表 (直近2年分の貸借対照表及び損益計算書)
- (6) 収支見込等 (本事業に関する収支見込及び手数料率 (算定の基礎となる資料含む) (任意

様式)

(7) 企画提案の内容に応じて(2)、(3)に添付する資料がある場合は、A4判で、第3号様式、第4号様式に添付してください。

(2)～(6)についてファイリングしたものを1セットとし、1部を正本、9部は複写としてください。

(8) その他、企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問票(第2号様式)を提出してください。

[特記事項]

- ・ 企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- ・ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ・ 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と支援事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。
- ・ 虚偽の記載等があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

7 企画提案書等の作成

以下の項目について、太陽光発電設備の共同購入事業業務仕様書(以下「仕様書」という。)、企画提案書評価基準(本要項5～6ページ)等を参考にそれぞれ作成し提出してください。なお、仕様書、企画提案書評価基準等に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に以下のことに関して可能な限り具体的な提案を記載してください。

(1) 事業の実施体制(第3-1号様式)

統括責任者、プロジェクトリーダー、施工検査に関する業務責任者、コールセンターに関する業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載してください。また、それら人員体制の業務内容についても具体的に記載してください。

(2) 事業の実績(第3-2号様式)

提案者の本事業又は類似の事業^{*}の実績について記載してください。また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載してください。

※太陽光発電システム(モジュール、集電箱(集電箱一体型パワーコンディショナーを含む)、パワーコンディショナー)の大量発注から納品までの一連の事業

(3) 事業実施スケジュール(第3-3号様式)

本事業の開始から、完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載してください。

(4) 広告宣伝について(第3-4号様式)

県が行う広告宣伝とは別に、提案者が行う効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をしてください。

(5) 太陽光発電設備の施工事業者の選定について(第3-5号様式)

太陽光発電設備を安全かつ確実に設置できる施工事業者の選定について、必要となる基準(選定基準)の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案してください。

(6) 施工検査について(第3-6号様式)

太陽光発電設備の設置、稼働に関する安全性等を担保することができる施工検査について、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をしてください。

(7) 問合せ対応について(第3-7号様式)

本事業に関する問合せや、苦情へ対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法(電話、インターネットメール)、稼働時間等、具体的な提案をしてください。

(8) リスク管理について(第3-8号様式)

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案をしてください。

(想定されるリスクの例)

- ・ 本事業へ参加をして、太陽光発電設備の設置を希望される方が、設置の意向を辞退する(以下「辞退者」という)ことにより、施工事業者に余剰在庫が生じる。
- ・ 支援事業者は、本事業への参加者数を想定して、施工事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない等。

(9) 財務状況の確認

提案者の直近2年間の貸借対照表及び損益計算書を提出してください(共同事業体の場合は、全ての構成員について、貸借対照表及び損益計算書を提出してください)。

(10) 収支見込等(任意様式)

本事業に関する収支見込、手数料率(仕様書4ページ(9)収益参照)及び手数料率算定の基礎となる資料を提出してください。

8 受付期間・質問受付期間・提出先

(1) 参加意思表明書受付

平成31年1月31日(木)～2月12日(火)

企画提案書の提出を希望する事業者は、必ず参加意思表明書(第1号様式)を持参又は郵送で提出してください。参加意思表明書が提出されていない場合は、企画提案書の受付はいたしません。

(提出先)

神奈川県産業労働局産業部 エネルギー課 太陽光発電グループ
(所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎 5階)
受付時間は、平日(月～金)の8時30分～12時、13時～17時15分(必着)です。

(2) 質問受付

平成31年1月31日(木)～2月12日(火) (17時15分まで必着)

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問票(第2号様式)を電子メールにて提出してください。質問に対する回答は、平成31年2月14日(木)までに、参加意思表明書を提出した方に電子メール(参加意思表明書記載)により送付します。

(電子メールの提出先)

- ・ 電子メール pv_kanagawa@pref.kanagawa.jp

(3) 企画提案書受付

平成31年1月31日(木)～2月20日(水)

提出は持参又は郵送とします。

(提出先)

神奈川県産業労働局産業部 エネルギー課 太陽光発電グループ
 (所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎 5階)
 受付時間は、平日（月～金）の8時30分～12時、13時～17時15分（必着）です。

9 審査・選考方法等

審査会において、企画提案書評価基準に基づく企画提案書の審査及び提案者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案をした者を支援事業者として決定します。審査会は平成31年3月上旬に開催を予定していますが、詳細な実施日時等は、対象者に別途お知らせします。

企画提案書評価基準

大項目	中項目	小項目
① 事業主体 (25点)	実施体制	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)
	事業実績	本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況	事業者の経営状況は安定しているか。
② 事業内容 (50点)	購入希望者の募集 (広告宣伝)	効果的、効率的な広告宣伝の手法(使用する媒体)や内容となっているか。
	施工事業者の選定	財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に太陽光発電設備を設置できる選定方法がとられているか。
	施工検査	太陽光発電設備の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。
	問合せ対応 (コールセンターの設置等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。
	リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか(購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の在庫余りを防止する方策等)
③ 総合評価 (25点)	事業計画 (総合評価)	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等(募集から施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価。
100点	—	—

※②事業内容のうち、問合せ対応、リスク管理については、できるだけ具体的な提案内容を記載してください。

※審査委員の平均得点が60点を下回る場合は、不採用とします。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定します。

- (1) 「② 事業内容」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (2) (1)で同点であった場合は、「③ 総合評価」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (3) (2)で同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

※選定結果については、各提案者に通知します。

※選定結果の概要については公表しますが、審査の経過については非公表とします。

10 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 法令に抵触する部分があるもの。

11 協定の締結

選定された提案者とは、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定締結となります。なお、協議が整わない場合は、提案次点者と同様の手続きを行います。また、実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と支援事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。

12 留意事項

- (1) 企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 支援事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入支出についての証拠書類を整備保存（6年間）してください。
- (6) 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と支援事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。

13 問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局産業部

エネルギー課太陽光発電グループ 担当 上平・小泉

TEL 045-210-4090 (直通) FAX 045-210-8845